令和６年度 水道情報活用システム標準仕様審査委員会(第１回)

議事録

令和６年度 水道情報活用システム標準仕様審査委員会（第１回）次第

令和６年１０月１日（火）15:00～16:00

会議室：水道技術研究センター第1会議室＋Zoom

1. 挨拶

清塚常務

石井委員長

経済産業省　商務情報政策局 情報産業課

国土交通省　国土交通省　水管理・国土保全局　水道事業課

独立行政法人　情報処理推進機構

研究会事務局　事務局長

2. 出席状況・資料確認

〇出席者（委員）

会　　場：石井晴夫委員長、新誠一副委員長、安部義博委員、橋詰伸夫委員、永井卓真委員、小平鉄雄委員

リモート：三浦哲也委員、生島康教委員、坂牧行夫委員、小林健太郎委員、塩谷圭介委員、森竜也委員、高井努委員、青柳伸一委員

〇出席者（オブザーバー）

会　　場：吉川様（国土交通省　水道事業課）
田中様、佐藤様（情報処理推進機機構）

リモート：木村様、山崎様（経済産業省　情報産業課）

3. 議事

凡例：　☆：報告事項、●：決定事項 or 今後の検討内容、➢：コメント等

3－1. 前回議事録の確認

☆　資料－1に基づき、前回審査委員会議事録の確認を行った。

➢議事録に当日出席者を記載すべきとのご意見を頂いた。委員の皆様のご意見を伺いたい。（審査委員会事務局）

➢国や公的な機関では責任の所在を明らかにするため、一般的には出欠者と欠席者の

氏名を議事録に記載している。この議事録もそういう方向でよろしいか。（石井委員長）

●他に意見はなく、上記の対応をすることで前回議事録は承認された。

3－2．改定要求書（CR）の審査

➢独自仕様案については、この審査委員会で一年半ぐらい前からご指摘を受けた。研究会としては事務局を中心にヒアリングをした。事業体、ベンダーに色々聞いて、独自仕様を使っているなどの意見をいただいた。それをまとめて、去年の9月の審査会では、皆さまからご指摘を受け、さらに今のヒアリングをベースにして研究会の中で議論をした。全体の趣旨として、独自インターフェースをなくすという方向性はよく理解しているが、ベンダーの人だけではなく事業体に聞くと、独自インターフェースで水道以外のところを使っていることもあるということで、水道だけ標準インターフェースという訳にもいかないというご指摘があった。事業体の運用というのは非常に大事だと考えるし、特に自治体であれば水道以外にもたくさんのネットワークを使っている。私どもとしましては、ここのご意見を踏まえた形で、基本的には標準インターフェースにする。その上で、全体としてレガシーを担保しながら、DXを進めていくという方針だと理解している。標準プラットフォームを使っていただくと独自インターフェースを使っても、すぐに別のベンダーに移行できる形が保てるので、今のレガシーを温存したまま移行できる形にまずもっていくことが必要だろう。こういう観点から研究会でいろいろ議論をして、現実を直視した上でDXを進めていく方策として、独自インターフェースは水道事業者が望む場合には使う、標準プラットフォームに移行することによってベンダーロックインというのを外していく。こういう形且つ活動を長い目で見ていくことが必要だということが研究会としての総意であり、今回の審査会でご審議いただきたいというのがひとつである。それからもうひとつは、今年の8月に皆さまのおかげで無事に研究会を法人化することができた。それに伴い、この仕様書を1回見直していき、法人化に伴う変更点を事務局でみたところ、変えなければいけない点と同時に抜け落ちがあり、事務局の方は今日説明したような抜け落ちの部分を改正した形で仕様書にも反映していきたい。独自インターフェースの問題と、法人化に伴うもの、そして抜け落ちがあったところ、こういったところをベースにしたCRをご審議いただきたい。（研究会会長）

➢今回も独自インターフェースをいつまでするのかというところになるが、例外というところの「例外」をきちんとしておかないと、なし崩し的になり、どこも独自インターフェースの方が都合がいいので、そっちに走ってしまう。そうなってはいけないので、他部署と共有しているからとかベンダーの都合であるとかで、安易に例

外を認めないというところをしっかりしておいていただきたい。また、普及というところでは、5年目になっていろいろなところで話を聞く機会があると、どうしても最初にあげたようなきれいな形でのプラットフォームは、一度仕切りなおさないと、なかなかできないので、いろいろな仕様の中で積み重ねていくとどこかで融通も利かせていかなければならないのであれば、逆にその根本的なシステムのインターフェースの部分をもっとちゃんとして、標準データをどういう形で蓄えるようにするのか。それがあれば利活用はできるので、標準データの作り方から、どのようなインターフェースにしていくかに、焦点を変えていったほうが、現実的にプラットフォーム・水道情報活用システムが広がっていくのではないかと感じている。例外が独り歩きして、結局なし崩し的になって水道情報活用システムがよくわからないものにならないように、そこだけ気を付けていただきたい。インターフェースの部分に力を入れても広がるような形があればいいと思う。（奈良市企業局）

➢奈良市からもあったように、例外的なというところをもう少しわかりやすく、縛りを持たせたほうがいいと感じた。（大分市上下水道局）

➢元々の思想が標準インターフェースでやっていきましょうというところを、例外的に認めていただいたから始められたという部分はある。だからこそこれだけの期間を経て我々ベンダー側も標準インターフェースにできるだけ使えるように、舵を切るためにもこういった文言は必要だと思う。大分市さん、奈良市さんがおっしゃるように言葉に甘える人が出てくるかもしれない。できるだけそこはある程度制約を持ったうえで我々ベンダー側もこれから、事業体からも要求いただいて業界全体として使っていこうとする流れを作ることが大事だと思っている。啓蒙活動もそうだし、もしかしたら改訂要求仕様書に戻って流れを促進できるようにしていただければと思う。（メタウォーター永井委員）

➢基本的に方向性としては納得しているが、資料−8 P.4で、今回の独自インターフェースを使っていくというところで、資料に新たに追加する図として、図の3-6の台帳アプリケーション、それからマッピングアプリケーションというところがターゲットだということだと思うが、まず、この標準仕様書の記述方式だが、唯一改訂をされていく中でこのターゲットとなるアプリケーションを特定しているのは、おそらくこの図3-6の中でしか、この言葉、アプリケーションの名前は出てきていないように思われる。にもかかわらず、標準仕様書に図3-6を参照する文章がどこにもなく、つまり図3-6を説明していない。また、図3-6の中で説明されているAPやGISという言葉の定義がされていない。我々ベンダーやお客様は知っているが、標準仕様書として書くのであれば、図3-5のようにアプリケーションと略語を使わずに表現すると

か、もし略語を使うのであればどこかでそれを定義しておく必要がある。それからDB（リアルタイムデータベース）、Shapefile、CSVもそう。もちろん皆さん知っているかもしれないが、ちゃんと定義したうえでそれを使っていかないと、この図が独り歩きして使われることになり、しかもさらに図3-6はあくまでもルールの例なので、たまたま台帳アプリケーション、マッピングアプリケーションというのものに限定しているような書き方かもしれないが、例だからと例えば、監視アプリケーションでもいいという捉え方をすると、まさにベンダーロックインをすることもできる図である。そして通常の出力が説明の中では、あるベンダーがそのアプリケーションを撤退するときに、そのときはデータを何らかの形で共通ストレージに入れればいいというような解釈に取れるということは完全にロックインの形を作れる仕様書になると読めなくもない。つまり、台帳アプリケーション、マッピングアプリケーションに関心の高い人たちの中で審議されてはいるが、そうではない他の人たちの目を通ってきたのかというのが心配だと感じた。（高井委員）

➢図3-6について、確かに本文中に引用されているところがなく、図3-5に続いている図として掲げられている。高井委員からご指摘の通り略語の定義、用語の定義は確認すべきところではあるので、今回の直接の独自インターフェースの対象ではないものの、一方でその用語の説明というところで、この基本仕様書にはP.8に一覧があるので、次回の審査委員会に向けて他にもそういった抜け漏れがないか、文言の整理を研究会内部でしっかり吟味したうえで対応を検討する。（研究会事務局）

➢高井委員のご指摘はごもっともであり慎重に見直していきたい。それと同時にここで提案している独自インターフェースについては、標準インターフェースを使っていくということで、独自インターフェースは例外的なものとして位置付けるべく一歩踏み込みたいというこちらの希望がある。よければ現行を認めていただくと同時に、文言や図の参照も含め齟齬がないように慎重に見直して、来年の3月か4月のこの委員会でまたご審議いただきたい。（研究会会長）

➢独自インターフェースを例外的に認める場合には、それをオーソライズするのはこの審査委員会か。（石井委員長）

➢どういったものを例外にするかは、委員から仕様書の中で明確にするようにとのご指摘があった。CRを出すのは研究会だが、それを認めるのはこの審査委員会である。どういった場合を例外にしたらいいのかについては、ご意見を聞きながら、研究会の方で案を作成して、この審査委員会の方でご審議いただきたい。（研究会会長）

➢新副委員長からお話があったように、基本的にはこの枠組みの中で承認していただきたい。第２回目の審査委員会で最終的に認めるというスケジュールで行きたい。（石井委員長）

➢独自インターフェースについて、制約を設けるべきというのは同意見である。その上で、例外を認めるとなったときに、どこが例外対応でどこが標準対応なのか、件数が把握できなくなるのではないかと心配している。そこを追跡できるような仕組みや制度みたいなものを検討するのはどうか。例えば例外採用したときに事務局に申し出てカウントしていくとか、何かしら現状をデータで把握できるような仕組みがあると良いのではないかと思う。（情報処理推進機構）

➢例外措置としての枠組みというところが、なし崩しにならないような牽制の仕組みは研究会としても検討する必要がある。いったん研究会事務局で持ち帰り、部会・SIG等で、どういった形でできるかを検討したい。（研究会事務局）

➢確かに、例外対応について整理していないとわからなくなる。（石井委員長）

➢今は標準か独自かというところだが、プラットフォーマーがそれを把握しているので、例外も含めてこの審査会でご報告するということにしていただきたい。（研究会会長）

➢資料8 P.11（７．標準仕様準拠製品と標準IFの利用状況について）について、標準インターフェースに対応できるベンダーは少ない。今回の改訂については概ね第一歩として進んだと思っている。標準仕様書にどう書くということもあるが、資料8 P.5（４．標準仕様書の主な改定箇所（案）抜粋2/2）で最終ベンダーを変えるとき、具体的にはその当該ベンダーは水道事業者等から求められたときとか、既存アプリケーションの利用終了するときにはデータ移行をしなさいと書いてあるので、そのあたりも逆にハードルになるというか、元々独自インターフェースのところについては、標準インターフェース側に我々が求めたら繋げなければならなくなるので、当初入札したときにその辺のお金は見込まれていないと、最後辞めるときに倍ほどお金を取られるとか、そのような事象が起こらないように発注仕様書への防止策とかが必要である。有利不利で言うと標準インターフェースを使っている方が良いな、安いみたいな形になって競争入札してもそこが勝てるとか、そうなってくると独自でやっているところもお金かけてでも標準インターフェースに乗り換えようかなとか、そのようになってくれたらいいなと思っているので、そんな仕掛け作り

も考えていただきたいなと思っている。（生島委員）

➢標準インターフェースを使うことでどういうメリットがあるのかということだが、国としてはデータの利活用という方向を一生懸命やっていて、そのためには標準インターフェースまたは標準プラットフォームが必要だという流れになってきている。それと同時に独自インターフェースを認めた形で標準プラットフォームを普及させてきた裏には、これを使うことによって最初のご指摘にあったようなコストダウンを図れるのではないかという関心もあり、我々研究会としては特に事業体の方々に利活用していただきたく広く進めていきたい流れである。同時にコストダウンや、こういったものを使うときにどういう発注をしたらいいのか、こういったところを含めた形のウェビナーや説明会はやっていかなければいけないと思う。（研究会会長）

➢本日の議題となっているCRについて、基本的な枠組みはご承認いただき、年度末の第２回の審査委員会で最終的にオーソライズするという方向でよろしいか。（石井委員長）

● 改定要求書（CR）の審査結果：
その後、出席委員からの異議はなく、承認された。

4. その他（標準仕様研究会からの連絡事項）

☆ 資料－９に基づき、研究会事務局から説明を行った。

添付資料

資料－１　令和５年度 水道情報活用システム標準仕様審査委員会(第２回)議事録（案）
資料－２　標準仕様書の改定審議依頼書
資料－３　改定要求書（ＣＲ）
資料－４　別紙 1_ 水道情報活用システム基本仕様書 WPSC001_Ed.1.4_（案）
資料―５　別紙 1②_ 水道情報活用システム_基本仕様書別冊_水道標準プラットフォーム外部仕様書 WPSC001_Ed.1.5_（案）
資料－６　別紙 2_改定（案）抜粋
資料－７　別紙３_ 水道情報活用システム標準仕様書体裁の整理
資料－８　別紙４_（説明資料）標準仕様書改訂案の概要について
資料－９　別紙３_水道情報活用システム標準仕様研究会の活動概況について

以　　上